

第6回国立大学法人奈良教育大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 平成23年 3月24日(木) 10時～12時
2. 場 所 第1会議室
3. 出席者 江原武一委員、菅谷文則委員、仲川順子委員、前原金一委員
長友学長、宮崎理事(総務)、中谷理事(教育)、生田副学長(企画)、佐野副学長(研究)、
陪席者 鷲山理事、藤巻監事、山邊副学長(評価)

4. 議 題

◎審議事項

- 1 平成23年度計画について
- 2 平成23年度予算編成方針について
- 3 平成23年度教員免許状更新講習予算等について
- 4 規則の一部改正について
(人事院勧告等に対応した給与関係規則の改正にかかるもの)
 - ・ 国立大学法人奈良教育大学役員報酬規則の一部改正
 - ・ " 教職員給与規則の一部改正(会計業務の見直しに伴う関係規則の改正にかかるもの)
 - ・ 国立大学法人奈良教育大学教職員旅費規則の一部改正
 - ・ " 謝金支給要領の一部改正
 - ・ " 施設、講堂及び職員会館の使用料金について

◎報告事項

- 1 特命担当副学長について
- 2 センター再編等について
- 3 中期目標計画に係る業務の実績に関する評価結果(原案)について
- 4 平成23年度学部・大学院入学試験の実施状況について
- 5 平成23年度教員研究経費・教育研究用設備維持費の配分方針について
- 6 東日本太平洋沖地震の発生に伴う対応等について

5. 議 事

◎審議事項

- 1 平成23年度計画について

教育担当理事から、資料1に基づき、平成23年度計画(案)について説明があり、審議の結果、軽微な文言の修正については学長に一任することとされ、承認された。

主な意見は以下のとおり。

○教員採用の増加は将来10年もない。その後の構想を検討しておくことが必要である。

仮に再編や統合といった話が浮上したとしても、先を見据えて取り組んでおけばイニシアチブを取ることができる。

○社会が求める人材が大きく変革している時代であり、大学教員の教育の目線を高めることが必須である。国内に目を向けるのではなく、世界の教員養成のトップレベルとの比較が必要である。

○「質の高い教育」と表現されているが、例えば、英語で教えることができる人材を30人育成する等のより具体的な目標・計画を記載するべきである。

○本学は小規模のため、優れた人材を入試段階で確保するための方法を考えた際、マンパワーが不足しているという課題がある。

○奈良教育大学としての卓越したモデルを作るべきだ。大学は学生を徹底的に教育することが求められている。

→グローバル化の観点で言えば、第2中期は「東アジアを視野にいれた教員養成」を掲げている。学生が教える側に立つことで力が付くと考えている。受け身の教育ではなく、積極性を出せるような工夫は検討したい。

○【3-1】ではアドミッション・ポリシー(AP)を策定するとあるが、【1-1】では、カリキュラム・ポリシー(CP)、ディプロマ・ポリシー(DP)を再検討するとある。先にアドミッション・

ポリシー（ＡＰ）のみを２３年度中に策定するという事か。

→既存の各課程別のＣＰ、ＤＰは策定済みであるが、２４年度に学部改組を予定していることから、見直しを行い、それを見据えたＡＰを策定するという趣旨である。

○報告書の作成についての説明会には誰が出席しているか。また作成のポイントはどこにあるか。

→担当副学長と事務担当係長が出席している。前年度からの改正点等の簡易な説明であった。

○第２期は厳しく評価されることが予想される。留意すべきことは、第２中期目標期間にすることをはっきり明記し、その上で各年度毎に何をするのか具体的に記述する。先を見据えた書きぶりが必要である。さらに、第３期の新たな目標に向けて、第２期中期目標期間の３年目あたりで、検討段階に入ることについて記述しておくことも必要である。

２ 平成２３年度予算編成方針について

総務担当理事及び会計課長から、資料２に基づき、平成２３年度予算編成方針（案）及び予算（案）について説明があり、審議の結果、承認された。

３ 平成２３年度教員免許状更新講習予算等について

教育担当理事から、資料３－１，２に基づき、教員免許状更新講習に係る平成２２年度決算（案）及び２３年度予算（案）について説明があり、審議の結果、承認された。

４ 規則の一部改正について

（人事院勧告等に対応した給与関係規則の改正にかかるもの）

- ・ 国立大学法人奈良教育大学役員報酬規則の一部改正
- ・ " 教職員給与規則の一部改正

総務担当理事及び総務課長から、資料４－１に基づき、本学の役員報酬規則等の一部改正（案）について説明があり、審議の結果、全て承認された。

（会計業務の見直しに伴う関係規則の改正にかかるもの）

- ・ 国立大学法人奈良教育大学教職員旅費規則の一部改正
- ・ " 謝金支給要領の一部改正
- ・ " 施設、講堂及び職員会館の使用料金について

総務担当理事及び会計課長から、資料４－２に基づき、本学の教職員旅費規則等の一部改正（案）等について説明があり、審議の結果、全て承認された。

◎報告事項

１ 特命担当副学長について

学長から、特命として置いている評価担当副学長を３月３１日までの任期とし、４月以降は評価担当副学長を置かないこととする旨報告があった。

また、このため、評価担当学長補佐は規則に従い企画担当副学長の下に置くこととした旨補足があった。

その後、評価担当副学長から退任の挨拶があった。

主な意見は以下のとおり。

○法人化後の評価方法等先の読めない中、相当神経を使う業務だったと思われるが、しっかり責務を果たしたと評価したい。

２ センター再編等について

学長から、資料５に基づき、平成２３年３月２４日付けで新たにセンターを再編したことについて報告があった。

また、再編の目的、各センター及び部門の事業内容、各センターの機能・役割、相互連携と調整を図るため新たに「教育研究支援機構」を設置したこと等、再編計画の詳細説明があった。

３ 中期目標計画に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について

学長から、資料６に基づき評価結果（原案）について報告があった。なお、本件について国立大学

法人評価委員会に対し、特に申立ては行わなかった旨報告があった。

4 平成23年度学部・大学院入学試験の実施状況について

教育担当理事から、資料7に基づき、平成23年度の学部・大学院入学試験の実施状況について報告があった。

5 平成23年度教員研究経費・教育研究用設備維持費の配分方針について

会計課長から、資料8に基づき、平成23年度教員研究経費・教育研究用設備維持費の配分方針について説明があった。

主な意見は以下のとおり。

○教員の個人評価に基づき、処遇へ反映した実績はあるか。法人化の重要な視点である。

→一部で実績はある。ただし、評価が高い教員は管理運営面でも活躍する方が多く（管理職手当が措置されるため）個人評価のみが反映されるという状況はあまり多くない。

6 東日本太平洋沖地震の発生に伴う対応等について

秘書・企画課長から、資料9に基づき、3月11日に発生した東日本太平洋沖地震の被害に対する本学の対応措置等について報告があった。